

岡山県内におけるスイゲンゼニタナゴの危機的状況について

令和6年 2月9日（金）

環境省中国四国地方環境事務所

野生生物課長 澤志 泰正

担当：野生生物課 村井 智宏

山田 瑞希

電話：086-223-1561

平成26年に、従来岡山県下には自然分布しない、国外由来の外来タナゴ類と国内由來の外来種「カゼトゲタナゴ」の交雑個体（以下、「外来タナゴ類」という。）の生息が国内希少野生動植物種「スイゲンゼニタナゴ」の生息域で確認されました。

その後、スイゲンゼニタナゴと外来タナゴ類の交雑個体も確認されました。また、当所実施の調査において、外来タナゴ類の生息分布域が年々拡大していること、スイゲンゼニタナゴとの交雑個体も増加していることが判明しており、形態、生態の類似したスイゲンゼニタナゴとの競合や交雑により、スイゲンゼニタナゴの存続が危ぶまれています。

野外で捕獲したタナゴ類の移動や、飼育していたタナゴ類の放流は外来タナゴ類のさらなる拡散を助長することから、国民の皆様には、野外で捕獲したタナゴ類を別の地域、水系に移動させたり、飼育していたタナゴ類を放流したりしないようお願ひいたします。

1 スイゲンゼニタナゴについて

- コイ目 コイ科 タナゴ亜科
- 学名 *Rhodeus atremius suigensis*
- 絶滅危惧 IA類（環境省レッドリスト2020）
- 種の保存法による国内希少野生動植物種
- 岡山県及び広島県の一部にのみ局在する。
- 全長約4cmで、日本に分布するタナゴの中で最も小型。約1年で成熟し、野生下での寿命は約2年。
- 淡水二枚貝のイシガイ科二枚貝のエラ内に産卵する。主に、平野部から山間部にかけての細流や河床湧水がある中小河川、石組護岸や土護岸で自然河床を持つ灌漑用水路の流れの緩やかな場所等に生息。

※中国四国地方環境事務所 HP「スイゲンゼニタナゴの保護対策」

<https://chushikoku.env.go.jp/content/900119271.pdf>

2 外来タナゴが確認されている範囲

岡山県内

*詳細は捕獲や放流を防止するため非公表とする。

3 外来タナゴ類について

現在までに判明していること

- ・現在野外に、スイゲンゼニタナゴと近縁、同属の、①*Rhodeus notatus*（中国大陸と朝鮮半島に自然分布。流通名カラゼニタナゴ）、②*Rhodeus* sp.（図鑑等に記載されていない不明種）、③カゼトゲタナゴ *Rhodeus atremius atremius*（九州北部と長崎県壱岐に自然分布）の3種類が交雑した個体が生息している。
- ・上記交雑個体は、見た目がスイゲンゼニタナゴと非常によく似ている。
- ・上記交雑個体とスイゲンゼニタナゴとの交雑個体も存在する。
- ・スイゲンゼニタナゴとの交雑により生まれた雑種にも繁殖能力があり、繁殖力は非常に強く、駆除が追い付かないほど増加している。

4 侵入経緯

具体的な侵入経路については不明。自然に侵入することは困難なことから、誰かが意図的、または非意図的に放した可能性が高い。

5 ご協力のお願い

- ・スイゲンゼニタナゴは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種に指定されており、その捕獲等が原則として禁止されています。捕獲の可能性がある場合には、環境省の事前の許可が必要です。
- ・スイゲンゼニタナゴと外来タナゴ類を見た目で区別することは困難であり、誤ってスイゲンゼニタナゴを捕獲する可能性があります。したがって、スイゲンゼニタナゴの分布域において、外来タナゴ類やその交雑個体を捕獲しないでください。
- ・タナゴ類に限らず、メダカ、金魚等も含め、鑑賞魚や野外から採集してきた生き物を遺棄したり、みだりに放したりしないでください。
- ・水槽の水の入れ替えや掃除をする際にも、飼育する生き物や水草が流出しないようご注意ください。例えば、水替え時に、水槽内の貝類や水草に産み付けられた卵、ちぎれた水草が河川に流入することで、地域の生態系を乱すおそれがあります。

ご理解とご協力をお願いします。

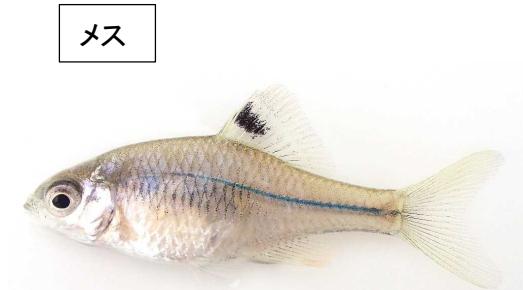
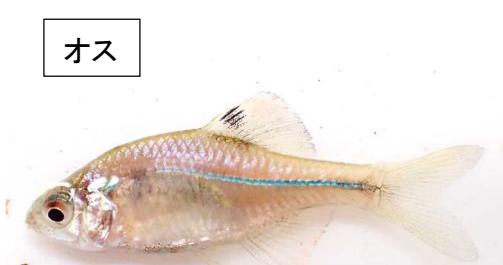
本件に関する web ページ



〔写真及び特徴〕

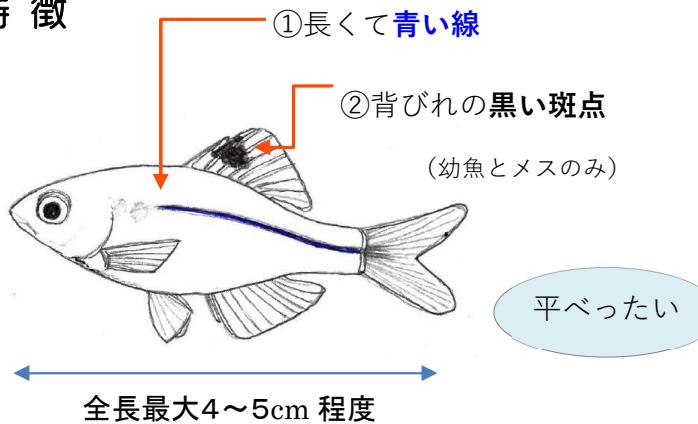
スイゲンゼニタナゴ
(国内希少野生動植物種)

外来タナゴ類



岡山県下で捕獲等を控えていただきたい、スイゲンゼニタナゴ及び外来タナゴ類の共通的な外部形態・特徴

特徴



緊急事態！

絶滅危惧種の保全に ご協力ください



放流された外来魚によって、スイゲンゼニタナゴがピンチ！ Webページ

岡山県には、絶滅危惧種の
スイゲンゼニタナゴが生息しています。



写真提供：古本哲史氏

すむところがなくなってきて、絶滅危惧種に……

※スイゲンゼニタナゴは「種の保存法」により捕獲や販売等が禁止されています。

しかし、「絶滅危惧種のスイゲンゼニタナゴ」と見た目がそっくりな外来魚（外来タナゴ類）が侵入してしまいました。

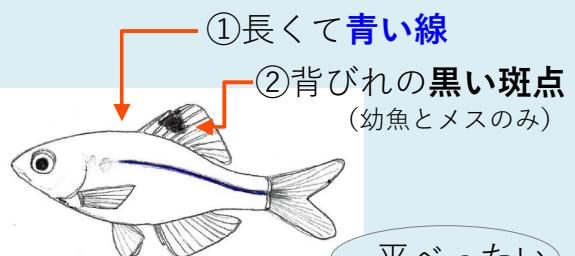


実際の大きさは
これぐらい



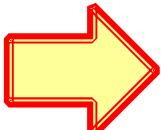
最大 5cm 程度

スイゲンゼニタナゴと
そっくりさん（外来タナゴ類）の
特徴



平べったい

どうなるの！？



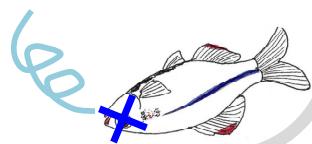
放流などで

そっくりさん（外来タナゴ類）が広がると



- ・スイゲンゼニタナゴとの雑種がふえて、スイゲンゼニタナゴが絶滅します。
- ・スイゲンゼニタナゴや他の魚のすみか・えさがうばわれてしまいます。

図. 外来魚拡散イメージ



ご協力お願いします！！

①この魚を見つけた場合、次のことは絶対にしないで！※

そっくりさん

つかまえる

つかまえても
元の場所に戻して

売る・あげる

他の人にあげないで
(無料でも有料でも)

飼う

他の場所に
つれていかないで

※スイゲンゼニタナゴは法律で保護されています。外来タナゴ類と見た目で区別するのは難しいため、これらの行為は違法になる恐れがあります。

そっくりさん

②他の場所に広がらないよう、この魚を移動・放流しないで！

③魚に限らず、

飼っている生き物は逃がさないで！

【お問合せ先】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 Tel : 086-223-1561